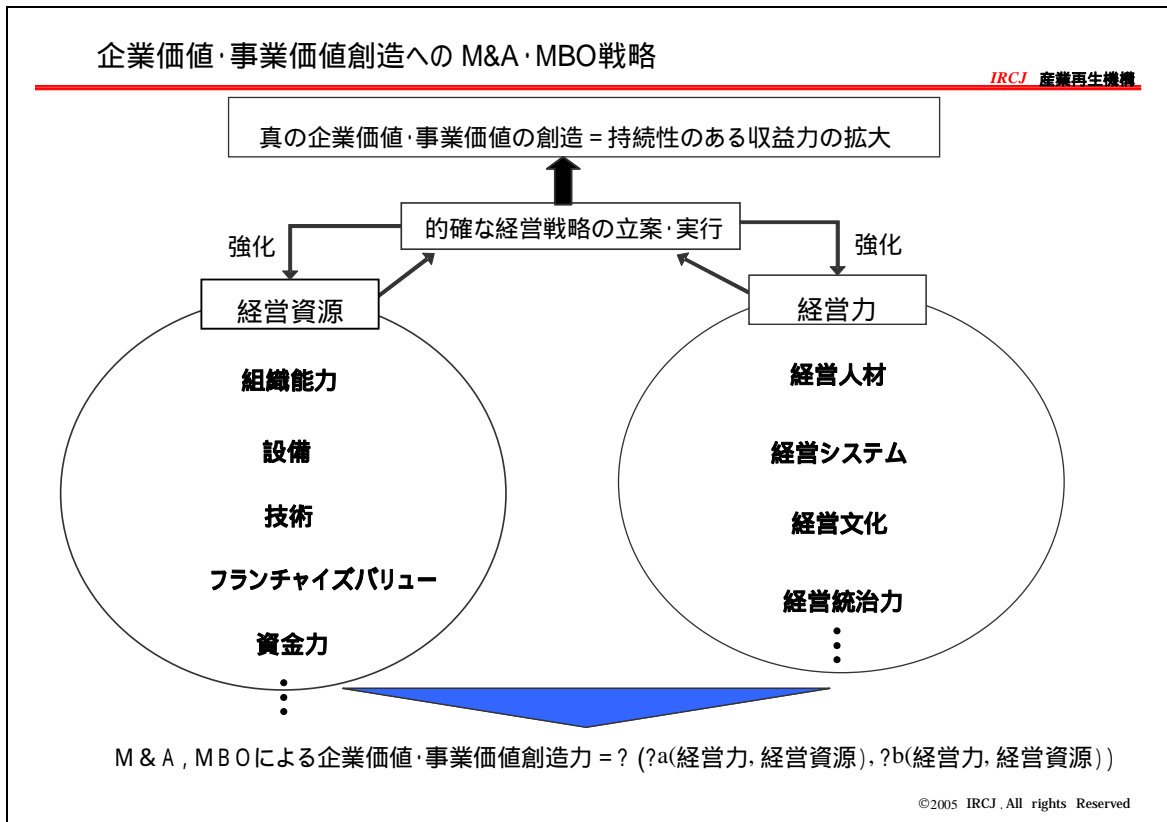
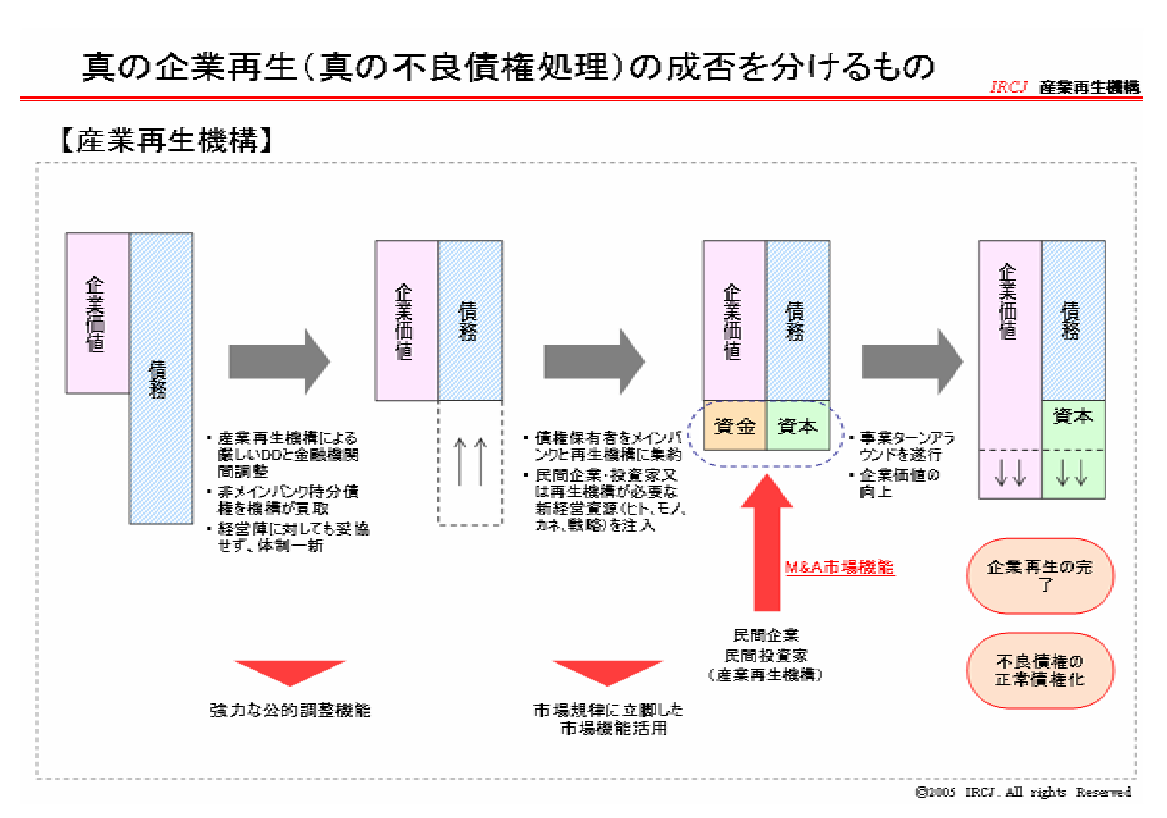


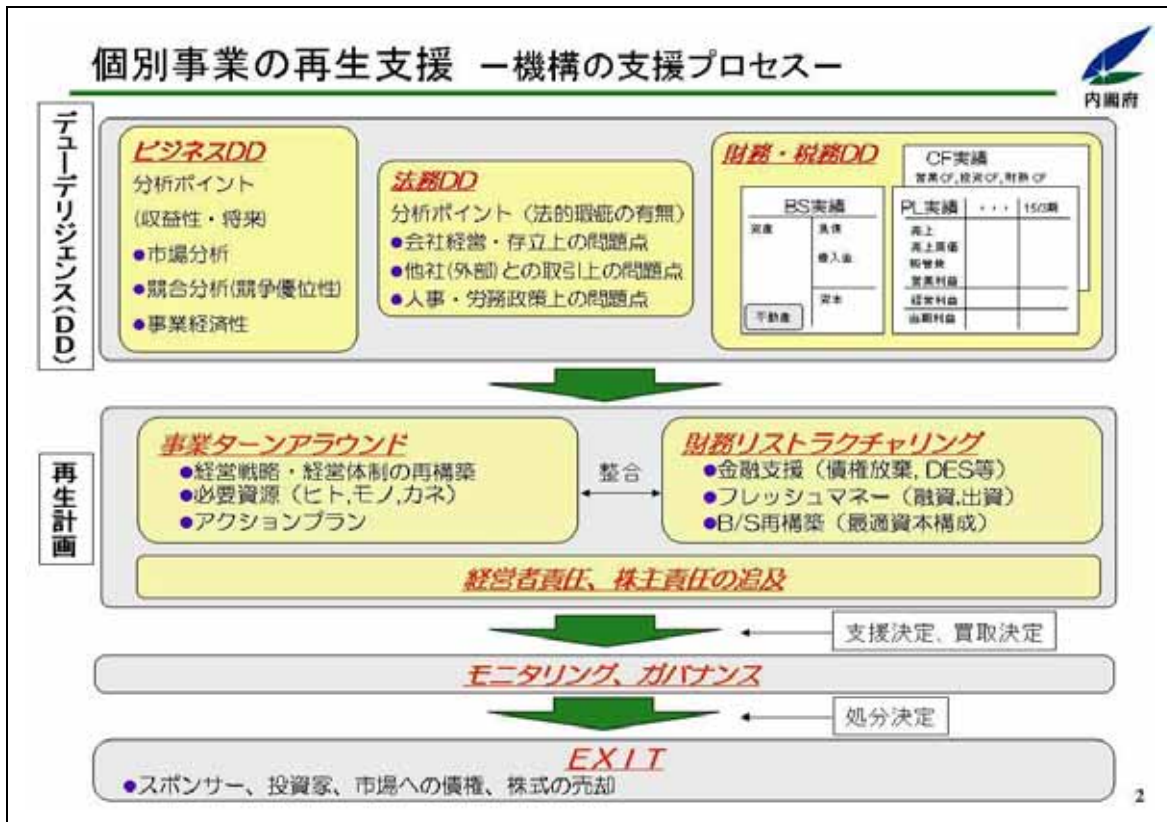
図表 XI - 3



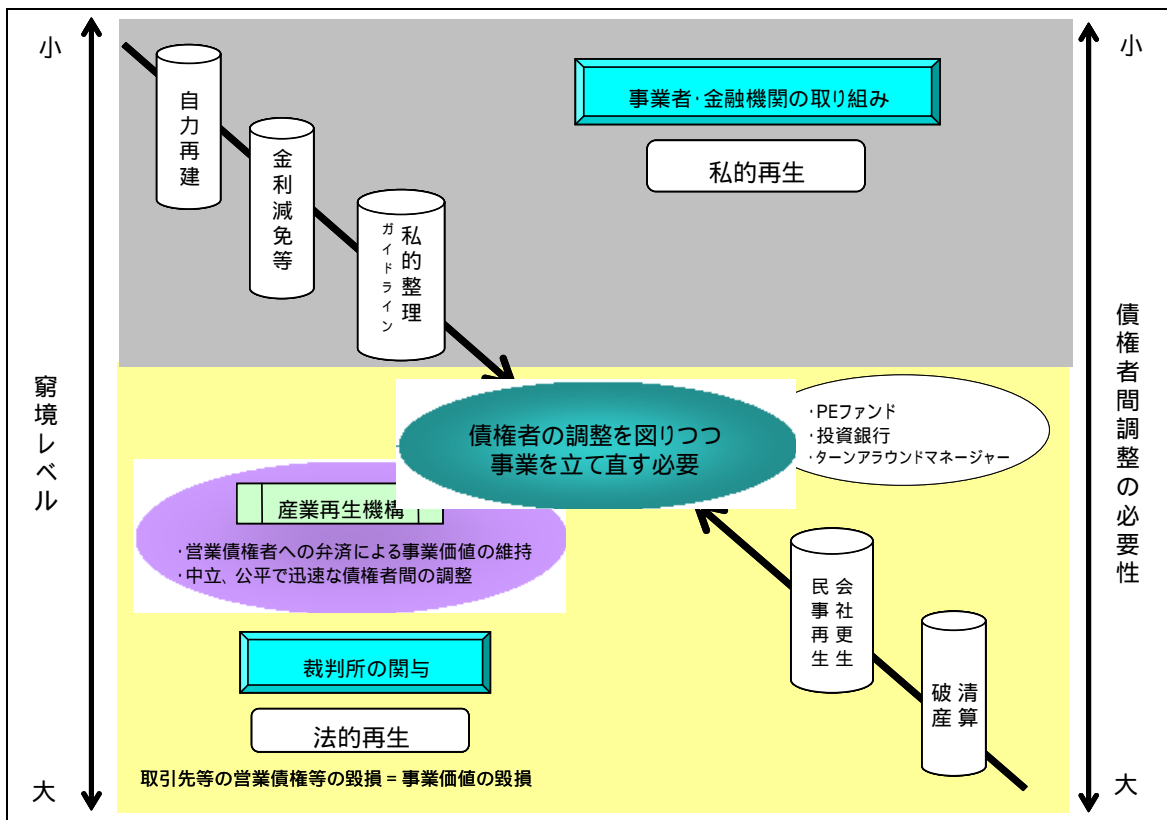
図表 XI - 4



図表 XI - 5



図表 XI - 6



図表 XI - 7

| 個別事業の再生支援 ー機構の支援案件①ー | | 内閣府 |
|---|---|-----|
| 1. 公的機関の債権放棄等の協力の取り付け | ○九州産業交通、津松菱、三井鉱山 等(各案件につき、関係金融機関他の公的機関の協力の取り付けを実現) | |
| 2. 民事再生手続を活用した事前調整型(フルパッケージ型)の事業再生モデルの提示 | ○マツヤデンキ(裁判所と提携し、産業再生機構の手続と民事再生の手続を併用することにより、仕入先への債務の弁済による事業の維持と円滑な営業譲渡を図り、事業価値の毀損を最小限化) | |
| 3. 債権放棄を必要としない段階での早期の事業再生モデルの提示 | ○タイホー工業(化学薬品事業等) ○スカイネットアジア航空(航空事業) | |
| 4. 同業中小企業の事業集約の徹底による事業再生モデルの提示 | ○アメックス協販(同社を含むグループ13社で粘土瓦の製造販売等を営む) | |
| 5. 機構とRCCが各々の強みを活かした、企業グループ全体としての事業再生モデルの提示 | ○栃木皮革(村上グループ20社の中核企業である製革業者) | |
| 6. 借入依存体質にある業種の事業再生モデルの提示 | ○八神商事、富士油業、服部玩具、粧連(しおん)、オグラ(卸売業) ○うすい百貨店、津松菱、フレック、ダイエー(小売業) ○明成商会(専門商社) ○ダイア建設、大京(不動産業) ○大阪マルビル(ホテル業) ○大川荘、ホテル四季彩、あさやホテル、金精(こんせいきーホテル花の華)、田中屋<温泉郷(中)>、 鬼怒川温泉山水閣<鬼怒川リゾートホテル>、鬼怒川グランドホテル、奥日光小西ホテル、釜屋旅館、金谷ホテル観光(旅館業) | 3 |
| 個別事業の再生支援 ー機構の支援案件②ー | | 内閣府 |
| 7. 生活に重要な役割を果たしているバス事業者の事業再生モデルの提示 | ○九州産業交通(熊本県のバス事業者、地方公共団体と協力して地域の一般路線バス網の改編に取り組む。) ○関東自動車(栃木県のバス事業者) ○宮崎交通(宮崎県のバス事業者) | |
| 8. 業務委託会社の活用 | ○鬼怒川温泉 (あさやホテル、鬼怒川温泉山水閣<鬼怒川リゾートホテル>、鬼怒川グランドホテル、金谷ホテル観光<鬼怒川温泉ホテル、鬼怒川温泉ホテル>) ○奥日光湯元温泉(金精(こんせいきーホテル花の華)、奥日光小西ホテル、釜屋旅館) ○中善寺温泉(ホテル四季彩) ○塩原温泉郷「大綱温泉」(田中屋<温泉郷(中)>) | |
| 9. 潜在的に高い技術力・ノウハウ等の活用 | ○金門製作所(今後急速に需要が拡大する鉛レス(鉛を使用していない)の水道メーター等について、高い技術力を保有) ○カネボウ(現在の高いブランド力を裏打ちする研究開発力・技術力を保有) ○タイホー工業(燃料添加剤において独自のノウハウを保有) ○ミヤノ(旋盤分野のうち、特定の市場においてトップシェアを占有) ○アメックス協販(腐食リサイクル製品の実用化等、環境に配慮した商品を開発) ○栃木皮革(高い技術力を要する「タンニンなめし製法」による加工用革の製造で高いシェアを占有) ○オーシーシー(深海の高水圧環境での耐久性を確保する通信ケーブル等の製造ノウハウを保有) ○フェニックス(スキー・スノーボード市場においてトップシェアを占めるブランド力を保有) ○三景(アパレルメーカーの大半にアパレル製造に不可欠な副資材(裏地、芯地、肩パット)等を供給する、繊維・アパレル業界の重要なインフラ的存在) ○玉野総合コンサルタント(建設コンサルタント業における都市整備部門でトップシェアを占有) ○ミサワホーム(木質系プレハブを中心とした高い技術力とデザイン力を保有) ○アビバジャパン(受講生や教室を数多く有し、全国規模で事業を展開している最大手のパソコン教室業者) | 4 |

図表 XI - 8 事業再生の観点からみた主な課題について（まとめ）

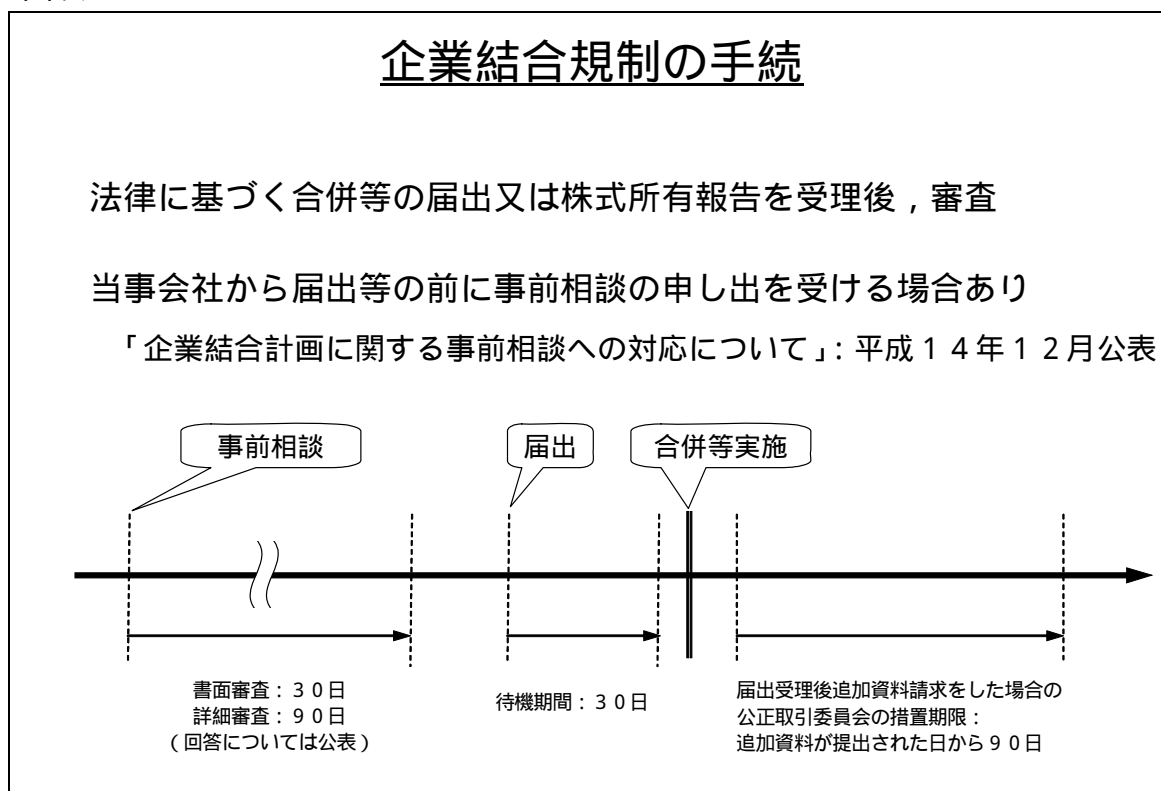
| 課題 | 対応について |
|--|--|
| <p>1. 私的整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインバンクとその他金融機関間の負担 ・政府系金融機関の債権放棄問題 ・金融機関の引当金のばらつき ・倒産前処理の迅速化 <p>・私的整理に関するガイドライン(2001年)</p> <p>・事業再生における金融支援の在り方(貸し手責任問題)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・プロラタ、メイン寄せ防止。権利調整迅速化 ・民間のような柔軟さの欠如、制度整備 ・金融検査の厳格化 ・米国 Chapter 11の方法の採用、DIPファイナンス債権、商取引債権の共益債権優先について ・中小企業向けには？ ・金融機関の債権放棄は何回もできるか。再生計画は(金融機関ではなく)外部専門家に任せるべき |
| <p>2. 法的整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い勝手が悪い ・少額債権、商取引債権の扱い ・ルールの法制化 ・裁判所の機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・米国 Chapter 11のような倒産法制の整備 ・私的整理との連携を ・DIPファイナンスの共益債権化等 ・機能するのは東京と大阪程度か。 |
| <p>3. 税関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権放棄に伴う課税の不透明性 ・認定取得に時間がかかる ・貸倒れ引当に対する税制上の対応(欠損金繰越7年、無税償却要件不透明等) | <p>活性化税制への見直し</p> |
| <p>4. PE / 再生プロの未成熟</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ターンアラウンド・マネジャーによる経営改革 ・官民の資格制度の創設 |
| <p>5. 経営者の個人保証(包括根保証)</p> | <p>見直し(やめるべき)</p> |
| <p>6. 事業再生(と財務リストラ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の方法の浸透 ・事業リストラと財務リストラ | <ul style="list-style-type: none"> ・DCF方式による事業評価中心 ・財務リストラだけでは構造要因に対処できない |
| <p>7. 市場の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生市場 ・ローン市場・メザニン市場の未成熟 ・人材市場 | <p>整備</p> |
| <p>8. プロの経営者の育成(と人材市場)</p> | <p>創設・育成</p> |
| <p>9. 会計制度・監査</p> | <p>改革</p> |
| <p>10. コーポレート・ガバナンス(金融機関、事業会社)</p> | <p>改革</p> |
| <p>11. 地域再生</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・私的整理ガイドラインの地域・中小向け緩和 ・組織・人材の未成熟 ・地域再生ファンドの課題と期待 ・債権放棄から債権売却へ |
| <p>12. その他の主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生は民間が行うべきもの(国の関与は最小に)、公的機関の後押し等。 ・政府金融機関の役割の明確化(官から民へ) ・リスクに見合ったリターン確保 ・M & A機能の強化・充実 ・第3セクター・病院・学校の債務処理に公的な力を | |

図表 XII - 1

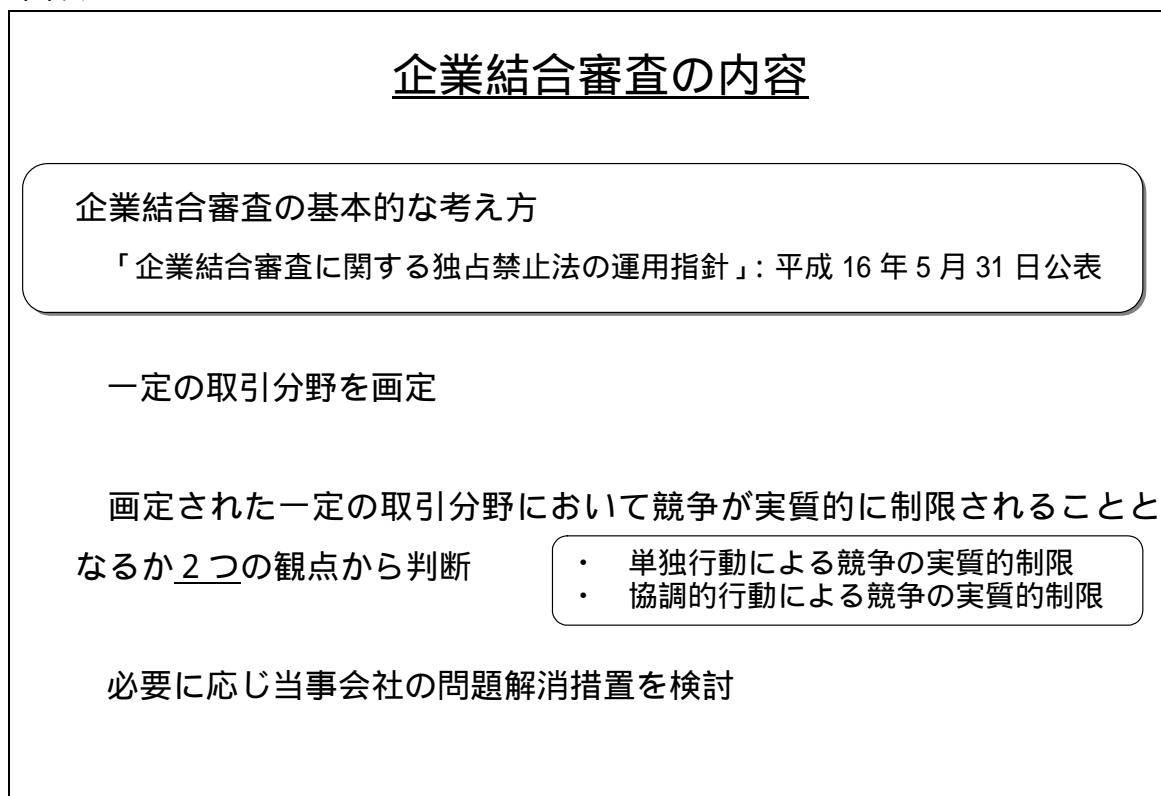
| 企業結合規制の対象と届出・報告制度 | |
|-----------------------------------|--|
| 企業結合の形態 (関係法条) | 届出・報告制度の概要 |
| 株式取得・所有 (法第10条) | (1)単体総資産20億円超かつ総資産合計額100億円超の会社が (2)単体総資産10億円超の会社の議決権を (3)10%、25%又は50%を越えて保有することとなる場合は (4)超えることとなった日から30日以内に報告 |
| 役員兼任 (法第13条) | - |
| 会社以外の者による 株式取得・所有 (法第14条) | - |
| 合併 (法第15条) | (1)総資合計額100億円超の会社と (2)総資産合計額10億円超の会社が合併する場合は、 (3)事前届けが必要 (4)届出受理の日から30日間は当該合併を実施してはならない 分割、営業譲受けについても同様の基準による届出が必要 |
| 分割 (共同新設分割又は吸収分割) (法第15条の2) | |
| 営業譲受け等 (法第16条) | |

注1「総資産合計額」=当時会社の単体総資産+親会社の単体総資産+子会社の単体総資産
 注2 親会社、兄弟会社の合併、分割及び営業譲受けは届出の必要がない
 届出・報告制度の詳細 <http://www.jftc.go.jp/ma/index.htm>

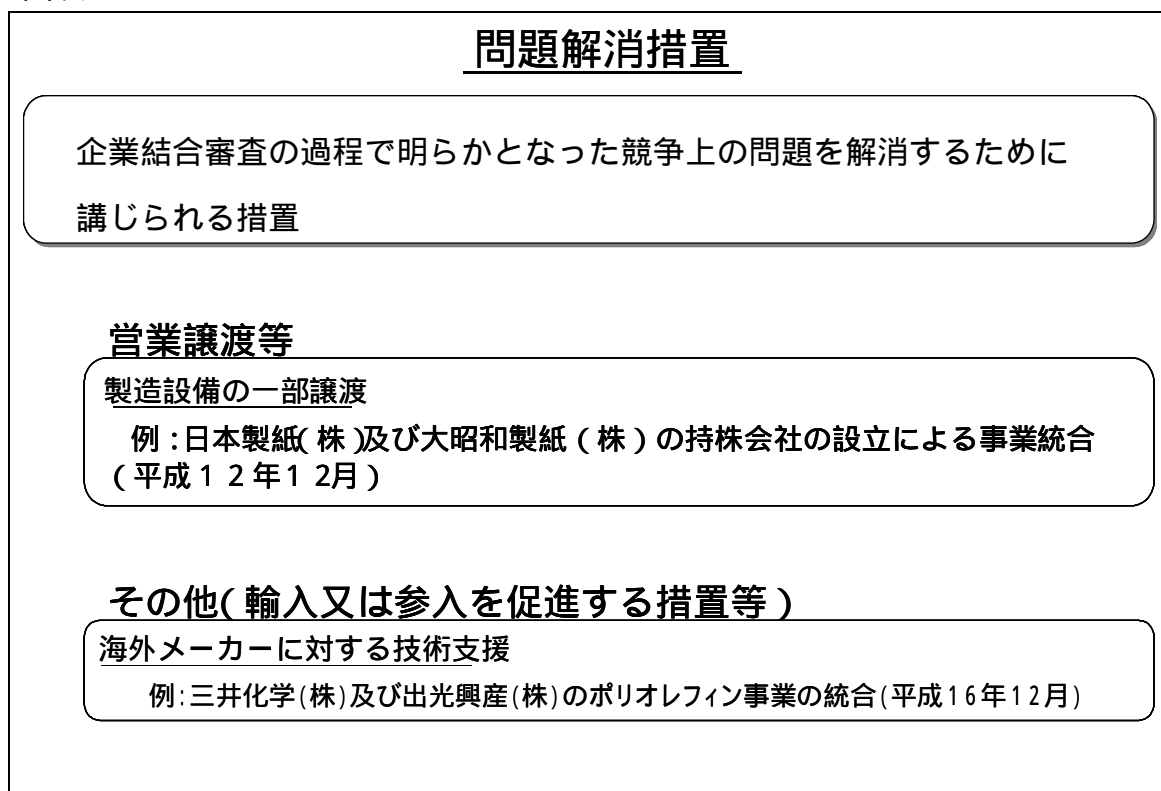
図表 XII - 2



図表 XII - 3



図表 XII - 4



図表 XIII - 1

企業結合についての会計処理(日本基準)

通常の株式購入によるM & Aについては、連結財務諸表の中でパーチェス法を採用するが、合併については持分プーリング法を認めている。

持分プーリングが認められる条件

結合の対価のすべてが原則として議決権付株式
議決権比率が50%:50%の上下概ね5%以内、
議決権以外に支配関係を示す一定の事実がない。

パーチェス法の取得企業の識別の基準

対価が議決権付株式の場合は、議決権比率が大きい企業
それ以外のものが対価の場合には、対価を支出した企業

営業権は、連結段階で、連結調整勘定として記載する。無形資産の分離は可能ではあるが、あまり想定されていない。

図表 XIII - 2

企業結合についての会計処理 (米国基準)

すべての企業結合はパーチェス法で処理する。

パーチェス法の取得企業の識別の基準

現金などの提供、負債の発生、株式交換の株式発行状況、などを
中心に、議決権、意思決定機関のメンバー構成、株式交換の条件、
規模などを総合的に評価して決定する。

契約・法律権利要件もしくは分離認識可能要件を満たす 無形資産を
営業権とは別に認識・評価する。

分離認識可能要件:個々に、もしくは関連する契約ないし資産・負債
との抱き合わせで当該資産を譲渡、ライセンス、
もしくは貸与することが可能であること

契約・法的な権利から発生するもの:放映権・著作権、特許、許認可、ライセンス契約、
商標・商号・デザイン、フランチャイズ契約、
リース契約、サービス・サプライ契約、顧客契約、
非競合契約

分離認識可能なもの: 顧客リスト、顧客との関係、データベース

図表 XIII - 3

企業結合についての会計処理(国際財務会計基準)

すべての企業結合は、**パーチェス法**で処理する。

パーチェス法の取得企業の識別の基準

公正価値の大きさ、現金あるいは資産を引き渡した側、
経営陣を選出する権利、持分証券を発行した企業、などの事実、
環境を考慮して判断する。

無形資産のうち一定の条件を満たすものは、**営業権とは区分して計上**
する。

分離可能であること： 独立に、または関連する契約や資産・負債
と一体として企業から分離または区分し、
売却、譲渡、ライセンス、賃貸または交換が
できること

契約その他の法的な権利に起因するもの

図表 XIII - 4

参考:IASBとFASBが2005年6月に発表した公開草案

(1) 企業結合(IAS141)について

パーチェス法において、のれんを差額ではなく公正価値で評価するなど、
資産負債の公正価値による測定を徹底する。

仕掛研究開発費を資産化(その後も減損が必要になる。)

(2) 子会社に対する非支配持分の会計及び報告を含む連結財務諸表 (ARB51)について

経済的単一体説をもとに、非支配持分を資本として表示し、非支配持分
の取引を資本取引とする。

少数株主持分を資本の部へ含める

持分を超える赤字は、少数株主持分にも負担させる。